

県北浄化センターから排出される下水汚泥等の処分業務に関する サウンディング型市場調査結果

令和8年6月15日
福島県県北流域下水道建設事務所

1 目的

県北浄化センターは福島県が管理する阿武隈川上流流域下水道「県北処理区」の終末処理場であり、年間約2万トンの脱水汚泥と、年間約300トンのし渣、沈砂等が発生しています。

これらの発生汚泥等を適切に処理することは、放流水の水質管理と並び、下水道の維持管理の上で最も重要な課題であり、特に、県北浄化センターでは脱水汚泥を毎日外部に搬出し処分する必要があります。

また、下水道法第21条の2第2項には、発生汚泥等の再生利用について努力義務が規定されており、令和5年3月17日には国土交通省から「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」が通知され、発生汚泥等の処理に当たっては肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととされました。

一方で、安定的に持続して確実に脱水汚泥を処分するには、コスト縮減と、処分先・処分方法の複数化によるリスク分散が必要です。

そこで、令和9年度の脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託、並びに、し渣、沈砂等の収集運搬及び処分業務委託の調達（契約）方法等を決定するに当たり、民間事業者の受注意欲、脱水汚泥等の受入れ可能量、受入れ条件、有効利用の種類、受入れ不可能期間等について把握し、「コスト縮減」、「有効利用」、「リスク分散」等について総合的に検討することを目的として、サウンディング型市場調査を実施しました。

2 サウンディング型市場調査の実施日程

サウンディング型市場調査は、以下のとおり実施しました。

日 程	内 容
令和8年4月27日	実施要領等の公表
令和8年4月27日～6月4日	アンケートの提出

3 参加事業者

計8者の事業者様にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
誠にありがとうございました。

4 今後の予定

今回の調査結果を踏まえ、令和9年度の脱水汚泥の収集運搬及び処分業務、並びに、し渣、沈砂等の収集運搬及び処分業務について検討を進めていきます。